

# 日影による中高層の建築物の制限

地域・地区	容積率 (%) (条例指定地区容積率)	敷地境界線からの距離		法別表第4 (に)欄の号	制限建築物	平均地盤面 からの高さ
		5 mを超え10 m 以内の日影時間	10 mを超える 日影時間			
第1種低層住居専用地域	50・60・80	3 h	2 h	1	軒高7 mを超える 又は地上階数3以上	1.5 m
第2種低層住居専用地域	100・150・200	4 h	2.5 h	2		
第1種中高層住居専用地域	100・150	3 h	2 h	1	高さ10 mを超える	4 m
第2種中高層住居専用地域	200	4 h	2.5 h	2		
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	200	4 h	2.5 h	1	高さ10 mを超える	4 m
近隣商業地域 準工業地域	150・200	5 h	3 h	2	高さ10 mを超える	4 m
用途地域の指定のない区域で条例の指定する区域 (市街化調整区域)	200	4 h	2.5 h	ロ・2	高さ10 mを超える	4 m